

2018外国人留学生を対象とする東北運輸局行政体験研修 公募要項

1. 趣旨

急増するインバウンドの効果を東北へも波及させるため、東北地方一体となった観光戦略の推進を強化している。このような社会情勢に対応するため、東北運輸局にて行政事務の体験研修を行い、外国人留学生のみなさまのキャリア形成支援につなげると同時に、観光行政の理解を深め、外国人目線を東北のプロモーション、地域づくりに生かし、効果的なインバウンド振興を図るための企画として、外国人留学生を対象にした行政体験研修を実施するもの。

2. 概要

研修に参加する学生（以下「参加学生」という。）は、東北運輸局に一定期間在籍していただき、東北運輸局職員からのレクチャー、フィールドワーク等を通じて、観光行政や東北地域における課題解決について研究をしていただき、成果発表をしていただきます。

- (1) 参加学生は数名程度を予定しています。
- (2) 受入部署は東北運輸局観光部国際観光課とし、研究発表のテーマは、別紙1を例とし、具体的なテーマ設定は参加学生と協議し決定します。
- (3) 訪日プロモーション地方連携事業関係者との意見交換や観光関連団体のイベント等への参加、観光施設の訪問もあります。

3. 対象者

所属大学等から推薦を受けた外国人留学生（東北地方の大学等に留学している外国人大学生又は大学院に在籍している者で観光その他関連の研究等を行っている者）

4. 研修期間

平成30年8月上旬から平成30年9月中旬のうち10日程度の研修期間。

授業等の都合により、研修期間・研修日・研修時間については調整が可能です。

5. 場所

東北運輸局（所在地：宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎）

6. 募集方法等

応募にあたっては、所属する大学等から学生を推薦していただきます（学生個人からの応募は受け付けません）

(1) 募集期間：平成30年7月2日（月）～平成30年7月17日（火）まで

(2) 学生の方：「2018外国人留学生を対象とする東北運輸局行政体験研修 応募用紙」（別紙2）に必要事項を記入し、大学等の窓口へ提出してください（下記6.（2）の締切日は、大学等が東北運輸局に応募する締切であり、学生が大学に提出する締切ではありませんので、御注意ください）。

- (3) 大学等の担当部局の方：学生からの応募をとりまとめ、「2018外国人留学生を対象とする東北運輸局行政体験研修 参加推薦書」(別紙3)を作成し、平成30年7月17日(火)までに、学生が作成した応募用紙をあわせて「〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎 東北運輸局総務部人事課 菅野」まで郵送してください。

#### 7. 参加学生の決定

書類選考の後、面接を実施し参加学生を決定します。選考結果については、平成30年7月末までに該当大学等宛に連絡します(事情により遅れる場合は、別途連絡します)。

#### 8. 参加の条件

- (1) 参加学生には、事前に、参加にあたっての遵守事項(別紙4)に関する誓約書を提出していただきます。
- (2) 研修の参加経費(交通費、滞在費、食事代、保険料、フィールドワーク参加費等)については、原則として各自で負担していただきます。東北運輸局は支給しません。
- (3) 研修への参加に際しては、大学等の指定する災害傷害保険及び賠償責任保険に加入していることを条件とします。
- (4) 研修への参加に際しては、参加学生の所属する大学等と東北運輸局との間で遵守事項等に係る覚書を締結していただきます。

#### 9. 問い合わせ先

東北運輸局総務部人事課 菅野(電話)022-791-7505

東北運輸局観光部国際観光課 渡邊(電話)022-791-7510

○テーマ事例

例1：SNS情報発信の充実・向上に向けた手法・方策の検討及び提言

【東北運輸局の対応例】

- (1) オリエンテーション・ガイダンス  
(担当者との面談、東北運輸局内の挨拶など)
  
- (2) 調査研究に係る主な活動項目
  - ・東北観光情報発信の現状調査
  - ・関係団体等との意見交換
  - ・課題・分析・解決方策整理
  
- (3) 成果発表
  - ・外国人目線からみたSNS情報発信方策の提案

例2：魅力ある食文化等の地域資源を活かした観光振興に向けた取組手法・方策の検討及び提言

【東北運輸局の対応例】

- (1) オリエンテーション・ガイダンス  
(担当者との面談、東北運輸局内の挨拶など)
  
- (2) 調査研究に係る主な活動項目
  - ・行政・観光関係団体等との意見交換
  - ・地元ならではの素材、体制づくりや受入環境等の状況調査
  - ・課題・分析・解決方策整理
  
- (3) 成果発表
  - ・魅力ある食文化等の地域資源を活かした観光振興に関する提案

留意点) 上記テーマ例はあくまで例示であり、参加者学生と協議の上決定。

(別紙2)

2018外国人留学生を対象とする東北運輸局行政体験研修 応募用紙

|        |  |       |  |
|--------|--|-------|--|
| 氏名     |  | 国籍    |  |
| 大学等の名称 |  | 学部・学科 |  |
| 学年     |  | 年齢    |  |

1. 東北運輸局行政体験研修への志望動機及び自己PR

志望動機

2. 東北運輸局行政体験研修での希望する研究テーマ（観光その他関連テーマに限る）

希望する研究テーマの名称及び概要

3. 研修期間は、8月上旬から9月中旬までのうち10日間程度を原則とします。希望する研修日及び研修時間を以下に御記入してください。

|                 |        |   |   |   |
|-----------------|--------|---|---|---|
| 希望研修日：① 曜日、② 曜日 | 希望研修時間 | : | ~ | : |
| 理由              |        |   |   |   |

※具体的な研修期間、研修日、研修時間については、研修参加学生と協議の上決定します。

4. 語学レベル（会話・読み書き）

① 日本語

( ) 日常会話程度 ( ) ビジネスレベル ( ) 母国語レベル

② 英語

( ) 日常会話程度 ( ) ビジネスレベル ( ) 母国語レベル

③ その他 ( ) 語

( ) 日常会話程度 ( ) ビジネスレベル ( ) 母国語レベル

5. その他要望事項

|  |
|--|
|  |
|--|

以上

2018外国人留学生を対象とする東北運輸局行政体験研修 参加推薦書

大学名

連絡責任者 所属・氏名

連絡先 電話・FAX番号

E-mail

| No. | 学生の氏名・ふりがな | 性別 | 年齢 | 国籍 | 学部・学科 | 学年 | 希望する研究発表テーマの名称及び概要 |    |
|-----|------------|----|----|----|-------|----|--------------------|----|
|     |            |    |    |    |       |    | テーマの名称             | 概要 |
| 1   |            |    |    |    |       |    |                    |    |
| 2   |            |    |    |    |       |    |                    |    |
| 3   |            |    |    |    |       |    |                    |    |
| 4   |            |    |    |    |       |    |                    |    |
| 5   |            |    |    |    |       |    |                    |    |
| 6   |            |    |    |    |       |    |                    |    |

※注 「年齢」は7月1日現在の年齢を記載すること

外国人留学生を対象とする東北運輸局行政体験研修への参加に係る遵守事項等

1. 実習中の遵守事項

- (1) 研修に参加する学生（以下「参加学生」という）は、研修参加期間中、公務の適正な遂行を妨げないように行動するものとする。
- (2) 参加学生が研修参加期間中に公務の適正な執行を妨げるような行為その他不都合な行為を行った場合、東北運輸局は当該参加学生の研修への参加を打ち切ることができるものとする。
- (3) 研修参加期間中は、これに専念するものとし、研修の進行に支障がないよう、登庁するものとする。
- (4) 参加学生は、研修を欠席しようとする場合は、事前に東北運輸局に申し出るものとし、東北運輸局からの指示に従うものとする。やむを得ず、事前に申し出ることができない場合であっても、事後、速やかに東北運輸局に連絡するものとする。
- (5) 参加学生は、研修参加期間中、東北運輸局職員の指導・監督等に従わなければならない。
- (6) 参加学生は、研修参加期間中に知り得た秘密について、研修参加中及び参加終了後においても部外者（所属大学等を含む）に漏らしてはならない。
- (7) 東北運輸局は、上記（2）に該当する場合のほか、参加学生が遵守事項等に従わないときは研修を打ち切ることができるものとする。

2. 研修期間中の事故等

- (1) 参加学生は、原則として所属大学等の指定する賠償責任保険及び傷害保険に加入していなければならない。
- (2) 参加学生が東北運輸局又は第三者に損害を与えた場合は、賠償責任保険により補償する。
- (3) 研修参加期間中の事故により参加学生が傷害を負った場合は、学生の加入する傷害保険により補償する。なお、学生は当該保険の保険金の範囲内で東北運輸局に対する求償権を放棄する。

3. 経費負担等

- (1) 東北運輸局は、参加学生に対して、手当及び参加経費（交通費、滞在費、食事代、保険料、フィールドワーク参加費等）を一切支給しない。
- (2) 研修への参加経費は、参加学生が負担するものとする。

4. 実習の成果

- (1) 参加学生は、研修の成果を論文等により外部に発表する場合には、事前に東北運輸局の承認を得なければならないものとする。